

令和2年度 小坂町ふるさと納税の状況を報告します

～まちづくりに共感する全国の皆さんより応援いただきました～

令和2年度ふるさと納税(個人寄附金) 総額 18,875,000円(1,210件)

※このほかに法人寄附として100,000円(1件)をいただきました。

▶平成30年度 9,050,000円(411件) ▶令和元年度 11,792,000円(654件)

町外に住むご親族やご友人等がいましたら、ぜひふるさと納税をお知らせください。「小坂町を応援したい」「小坂町の未来のため支援したい」など、多くの皆さんからのご支援をお待ちしています。

○小坂町未来創生基金とは？

小坂町のまちづくりに共感する方やふるさとへの思いをもつ方々が地域づくりへ参加する手法として、ふるさと納税(寄附)による基金を設置しています。

○寄附金は個人(法人)の税金控除の対象

原則として確定申告を行う必要があります(確定申告が不要な給与所得者等は、ワンストップ特例制度を申請することで、手続きが簡素化されます)。

○特産品を贈呈

町外在住の個人の方が対象となりますが、1万円以上のふるさと納税(寄附)で、小坂町の特産品を贈呈しています。

詳細は町のホームページをご覧ください。
(ホーム→町の組織→総務課→企画財政班→税金→ふるさと納税)



○寄附金は次の中から用途を指定

- (1) 森林資源の維持、保全及び整備
- (2) 環境の保全及び景観の維持、再生
- (3) 循環型社会の構築
- (4) 自然エネルギー及び省エネルギー設備の整備
- (5) 住民自治の醸成及びコミュニティの推進
- (6) 観光資源の維持及び整備
- (7) 地域農産物の生産振興に関する事業
- (8) 教育及び少子化対策に関する事業
- (9) 伝統文化の伝承及び発展に関する事業
- (10) 地場産業の振興及び6次産業化の推進に関する事業
- (11) 安全・安心なまちづくりに関する事業
- (12) その他町長が必要と認める事業

■申込み・お問い合わせ先 総務課企画財政班 (TEL29-3907・FAX29-5481)

《《 年金生活者支援給付金制度について 》》

年金生活者支援給付金は、公的年金等を含めた所得額が一定基準額以下の年金受給者の年金に上乗せして支給されるものです。

《請求手続き》

新たに対象となる方には8月下旬から日本年金機構よりお知らせが郵送されています。給付金を受け取るには、同封された請求書の提出が必要です。

《対象となる方》

- 老齢基礎年金を受給している方
 - 65歳以上
 - 世帯員全員の市町村民税が非課税
 - 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
 - 前年の所得額が約472万円以下



振り込め詐欺などにご注意ください

日本年金機構や厚生労働省が、電話等で皆さんの家族構成や口座番号・暗証番号をお聞きしたり、金銭を求めることは絶対ありません。

■お問い合わせ先 年金給付金専用ダイヤル (TEL0570-05-4092)